

静岡県告示第780号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年12月16日

静岡県知事 鈴木康友

地頭方加入区（地頭方区域の小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業及び主として樽流しによりキンメ釣を営む漁業区分）

1 届出年月日

令和7年12月2日

2 発起人の住所及び氏名

牧之原市地頭方16-2

西原 達雄

牧之原市地頭方59-1

原崎 素宏

3 区域

地頭方区域

4 区分

小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業及び主として樽流しによりキンメ釣を営む漁業区分